

平成 年 月 日
午 時 分 受領

平成19年12月13日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 10番 滝川 明子 ㊟

一般質問通告書

第4回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
福島町女性団体連絡協議会について	<p>福島町女性団体連絡協議会は、現在、太陽女性会、月崎女性会、三岳1女性会の3女性会で構成されておりますが、高齢化が進み、会長の後継者問題で深刻な状況にあると聞いております。</p> <p>町を代表する大切な女性団体の存亡に関わる重大事として町はどのように考え、指導しようとしておられるのか、見解をお伺いします。</p> <p>また、各町内会にある女性部も参画して女性団体連絡協議会に加盟し、組織するよう指導することは出来ないでしょうか。</p>	町長 教育長
福島町表彰について	<p>福島町表彰条例には、町勢の振興発展に尽力し、又は広く社会文化の興隆に寄与し、この功労が顕著な方を表彰することにより、町の自治体振興を促進することを目的にしております。</p> <p>そして、この条例の実施については福島町表彰審議委員会が町長の諮問に応ずることになっております。</p> <p>そこで、6種の表彰のうち、顕功表彰についてお伺いいたします。推薦はどのように行うのですか。また、具体的な基準はあるのですか。特にスポーツ・文化の活動や生涯学習に貢献のある方はどのようになっていますか。また、スポーツ・文化表彰との関係はあるのですか。</p>	町長 教育長

- 注) 1 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。なお、記載外については、質問できません。
2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。